北海道建築基準法施行条例第 20 条における
既存不適格の取扱いについて

北海道建設部住宅局建築指導課

北海道建築基準法施行条例第 20 条の規定における、既存の建築物を増築又は改築（以下、「増改築」という。）する場合にあって、建築物の既存部分について構造耐力上の支障がない場合の取扱いについて、次のとおり具体例を示す。

1　増改築に係る部分以外の部分の柱について、増改築により構造耐力上支障がない場合【条例第 20 条第 1 項】

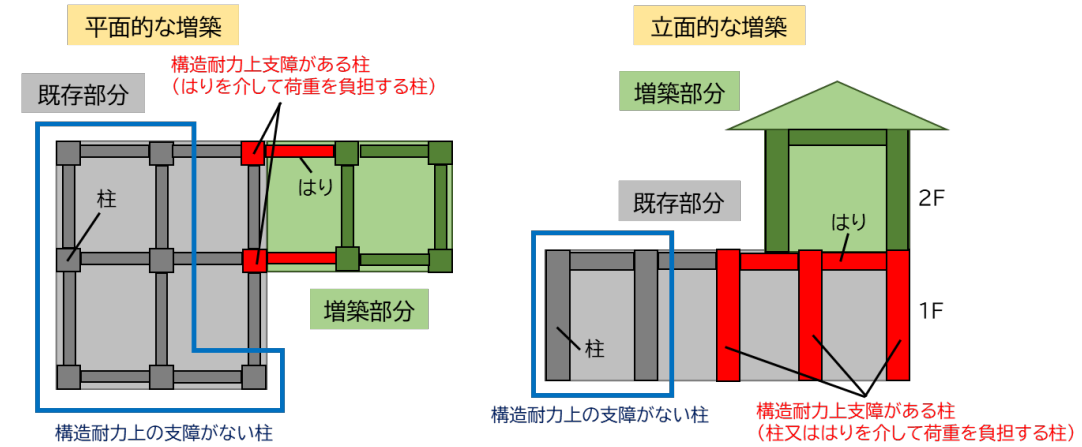

増築部分の長期荷重について、はりを介して荷重を負担する柱以外の柱は、構造耐力上の支障がないとする。

増築に係る部分の柱又ははりを介して増改築に係る部分の長期荷重を負担する柱以外の柱は構造耐力上の支障がないとする。

※バルコニーに壁を増設することや吹抜部分に床を増設することにより床面積を増加させることは、積雪荷重の増加に影響しないため、「構造耐力上の支障がない」ものとして扱う。
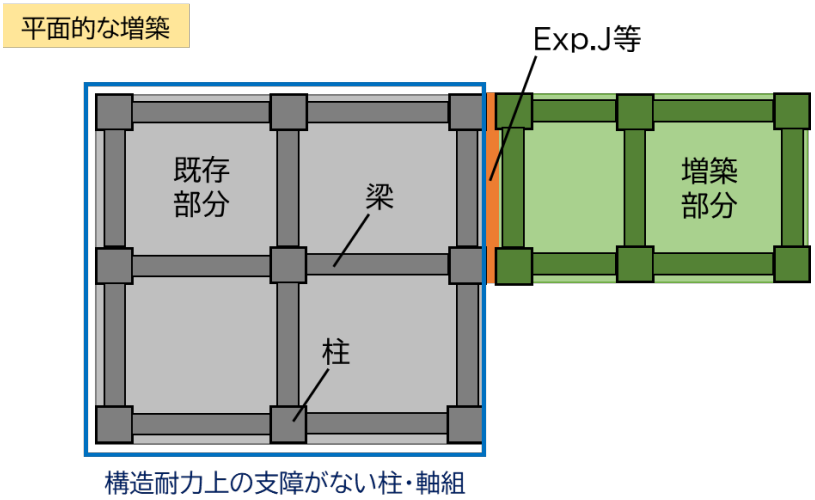
2　増改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する場合【条例第 20 条第 2 項】